

70歳～74歳の高額な診療を受けられる皆様へ

【高額療養費制度とは】

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

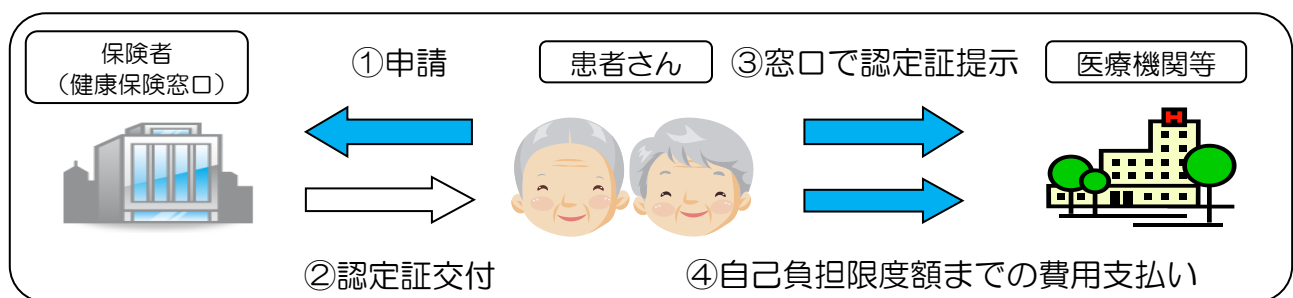
自己負担の限度額

	適用区分	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	※多数該当
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 ＋（医療費－842,000円）×1%		140,100円
	★Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 ＋（医療費－558,000円）×1%		93,000円
	★Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1%		44,400円
一般	課税所得 145万円未満の方	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
非課税	☆Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
	☆Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)		15,000円	

※多数該当…過去12ヵ月の間で3回上限額に達した場合4回目から上限額が下がります。

申請が必要な方

- ★Ⅰ、Ⅱ. 住民税課税世帯(現役並み所得者)→限度額適用認定証
- ☆Ⅰ、Ⅱ. 住民税非課税世帯→限度額適用・標準負担額減額認定証



申請先

- 後期高齢者医療の方・・・市町村の後期高齢者医療担当窓口
 - 国民健康保険の方・・・市町村役場の国民健康保険担当窓口
 - 協会けんぽの方・・・健康保険協会の各都道府県支部
 - 組合健康保険、共済組合の方・・・各健保組合・共済組合担当窓口
- ※ご不明な点は上記手続き先、または医療福祉相談室までお問い合わせ下さい。